

学 則

付

細 則

専門学校

関東工業自動車大学校

目 次

頁

第 1 章	総 則	1
第 2 章	課程, 学科, 修業年限及び定員	1
第 3 章	学年, 学期及び休業日	1
第 4 章	教育課程, 授業時数及び教職員組織	2
第 5 章	入学, 休学, 退学及び卒業	3
第 6 章	賞 罰	5
第 7 章	入学金及び授業料	6
第 8 章	健 康 管 理	6
第 9 章	寄 宿 舎	6
第 10 章	雑 則	7
第 11 章	附 帯 事 業	7
	附 則	8~11
	別 表 1	12~15
	別 表 2	16~18
	別 表 3	19~21

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は学校教育法及び私立学校法の規定に基づき一級自動車整備科、二級自動車整備科、一級自動車専攻科、車体整備科及び国際サービス・エンジニア科を設け、自動車整備に関する専門的技術及び理論を習得させ、整備士として社会に貢献出来る人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、専門学校 関東工業自動車大学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、埼玉県鴻巣市糠田 2618 番 8 に置く。

第 2 章 課程・学科・修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限及び定員)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	一級自動車整備科	4 年	40 人	160 人
工業専門課程	二級自動車整備科	2 年	160 人	320 人
工業専門課程	一級自動車専攻科	2 年	10 人	20 人
工業専門課程	車体整備科	1 年	40 人	40 人
工業専門課程	国際サービス・エンジニア科	3 年	150 人	450 人

第 3 章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2. 学年を分けて次の 3 学期とする。

- (1) 一学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで
- (2) 二学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 三学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 夏期休業 8月1日から8月28日まで
 - (4) 冬期休業 12月23日から1月7日まで
 - (5) 春期休業 3月25日から4月6日まで
 - (6) 開校記念日 4月5日
2. 前項の規定にかかわらず校長が必要と認めるときは休業日を変更することができる。

第 4 章 教育課程・授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第 7 条 本校の教育課程及び授業時数は別表 1 のとおりとする。

2. 別表 1 に定める授業時数の 1 単位時間は、50 分とし、卒業までに履修させる授業時数は次のとおりとする。

学 科 名	履修時間
一級自動車整備科	3600 時間以上
二級自動車整備科	1800 時間以上
一級自動車専攻科	1800 時間以上
車体整備科	900 時間以上
国際サービス・エンジニア科	1800 時間以上

(始業及び終業)

第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

- (1) 始 業 午前 8 時 45 分
- (2) 終 業 午後 4 時 25 分

(教職員組織)

第 9 条 本校に次の職員をおく。

- (1) 校 長 1 人
 - (2) 教 員 30 人以上
 - (3) 講 師 若干名
 - (4) 助 手 若干名
 - (5) 事務職員 9 人
 - (6) 学 校 医 1 人
2. 学校長は校務をつかさどり所属教職員を監督する。

第 5 章 入学・休学・退学及び卒業

(入学資格)

第 10 条 本校、一級自動車整備科及び二級自動車整備科に入学することの出来る者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (2) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
 - (5) 修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者
 - (6) その他本校において、学力試験を実施し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると校長が認めた者
2. 本校、一級自動車専攻科に入学することのできる者は、国土交通大臣が指定する自動車整備専門学校又は、大学・短大において、二級自動車整備士の養成課程を修了し、二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の資格を有する者とする。
3. 本校、車体整備科に入学することのできる者は、国土交通大臣が指定する自動車整備専門学校又は、大学・短大において、二級自動車整備士の養成課程を修了した者とする。
4. 本校、国際サービス・エンジニア科に入学することができる者は、年齢が 18 歳以上であり、外国において 12 年以上の学校教育を修了した者のうち、本校において行う個別入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると校長が認めたもので、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 日本語能力試験 N2 以上の合格者
 - (2) 法務大臣が告示した日本語教育機関で、1 年以上の日本語教育を受けた者

(出願手続)

第 11 条 入学しようとする者は指定の期日までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 入学願書
 - (2) 高等学校卒業生（又は卒業見込者）は卒業証明書（又は卒業見込証明書）及び当該高等学校の調査書
 - (3) 健康診断書（卒業見込者は不要）
2. 一級自動車専攻科に入学しようとする者は、第 1 項の内容に加え、二級自動車整備士養成課程の卒業証明書（卒業見込みの者は卒業見込証明書）及び二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の合格証も合わせて提出する。
3. 車体整備科に入学しようとする者は、第 1 項の内容に加え、二級自動車整備士養成課程の卒業証明書（卒業見込みの者は卒業見込証明書）及び当該学校の調査書も合わせて提出する。

4. 国際サービス・エンジニア科に入学しようとする者は、第1項の内容に加え、次の各号に掲げる書類を提出する。

- (1) 経費支弁書
- (2) 日本語学校の成績証明書（日本語学校に在籍していた者）
- (3) 日本語能力証明書
- (4) 在留カード（外国人登録証明書）の写し
- (5) パスポートの写し

（入学試験）

第 12 条 入学試験は、学科試験その他を学校が別に定める方法により行うものとする。

（合格者の決定）

第 13 条 入学試験の合格者の決定は別に定めるところにより行う。

（入学手続）

第 14 条 合格者は校長が指定する期日までに次の書類に入学金等の納付金を添えて提出しなければならない。

- (1) 身 上 書
 - (2) 入寮許可願（入寮希望者のみ）
 - (3) 誓 約 書
2. 誓約書の保証人は独立生計を営む成年者でなければならない。

（入学の許可）

第 15 条 校長は前条の手続を終了した合格者に対して入学を許可する。

2. 校長は一級自動車整備科の在籍に欠員が出た場合、二級自動車整備科からの編入希望者に対して編入を許可する。

（休 学）

第 16 条 学生が負傷又は病気により、その他やむを得ない事由によって3ヶ月以上休学するときは、所定の様式にその理由を記し、医師の診断書を添えて校長の許可をうけなければならない。

（復 学）

第 17 条 前記の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、所定の様式に理由を記し、校長の許可を受けて復学することができる。

（退 学）

第 18 条 学生が退学しようとするときは、所定の様式に理由を記し、校長の許可をうけなければならない。

（転 入 学）

第 19 条 本校への転入学を希望するものがある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合は、選考の上許可することができる。

(出席停止)

第 20 条 学生が伝染病にかかり、又はそのおそれがあり、必要があると認めた時は、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(学習評価)

第 21 条 学習評価は、学科については筆記試験、実習については実技試験を行いその成績に基づいて行う。

(追 試 験)

第 22 条 学生が病気その他やむを得ない事情により、定められた期日に試験をうけることができなかった科目については本人の願い出により追試験を行う。

2. 学生が試験に合格しなかった科目については、本人の願い出により追試験を行う。

(進級又は卒業の認定)

第 23 条 進級又は卒業の認定は、学科試験及び実技試験の成績を総合して行う。

(卒業証書の授与)

第 24 条 校長は卒業を認定した学生に対し卒業証書を授与し、又必要があれば本人の申し出により卒業証明書を発行する。

(様式別表 2・3 のとおりとする)

(称号の授与)

第 25 条 前条により、工業専門課程二級自動車整備科若しくは工業専門課程国際サービスエンジニア科を修了した者は、専門士（工業専門課程）、工業専門課程一級自動車整備科を修了した者は、高度専門士（工業専門課程）と称することができる。

第 6 章 賞 罰

(褒 賞)

第 26 条 成績優秀にして、他の模範となる者は、ほう賞することがある。

(懲 戒)

第 27 条 次の各号の 1 に該当する者には退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 7 章 入学金及び授業料

(学 費)

第 28 条 本校、一級自動車整備科、二級自動車整備科、一級自動車専攻科、車体整備科及び国際サービス・エンジニア科の入学金・授業料等は次の通りとする。

学科名	入学検定料	入 学 金	授 業 料	実験実習費	施設管理費
一級自動車整備科	20,000 円	330,000 円	460,000 円	290,000 円	280,000 円
二級自動車整備科	20,000 円	330,000 円	460,000 円	290,000 円	280,000 円
一級自動車専攻科	20,000 円	330,000 円	500,000 円	320,000 円	310,000 円
車体整備科	20,000 円	330,000 円	500,000 円	350,000 円	300,000 円
国際サービス・エンジニア科	20,000 円	100,000 円	450,000 円	200,000 円	200,000 円

2. 授業料、実験実習費は、年額を3学期に分割することができ、出席の有無にかかわらず指定された日までに納入しなければならない。
3. 一級自動車専攻科及び車体整備科については、本校在学中に入学を希望し入学試験に合格した者は、入学金を免除する。
4. 既納の入学金、授業料等第1項に掲げる学費については、入学前に入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き授業料等は返還する。

第 8 章 健康管理

(健康管理)

第 29 条 校長は年1回以上学生の健康診断を行う。

第 9 章 寄 宿 舎

(寄 宿 舎)

第 30 条 学校に寄宿舍をおく。

2. 寄宿舍の管理運営に関することは別に定める。

第 10 章 雑 則

(委 任)

第 31 条 この学則に定めるものの外、必要なことは校長が定める。

第 11 章 附 帯 事 業

(附帯事業)

第 32 条 本校に、高校既卒者において、定職に就いていない若しくは将来に不安を抱えている者対し、将来への道筋を与えてゆくための学科を設ける。

2. 第 1 項の学科、修業年限、入学定員は、次のとおりとする。

学科名	入学月	授業内容	修業期間	入学定員	総定員数
ACC科	5月	エンジン研究①	1ヶ月	10人	10人
	6月	ブレーキ研究	1ヶ月		
	7月	サスペンション研究①	1ヶ月		
	8月	レース研修	1ヶ月		
	9月	レース研修	1ヶ月		
	10月	駆動装置研究	1ヶ月		
	11月	塗装研修	1ヶ月		
	12月	ハイブリッド [®] 研修	1ヶ月		
	1月	企業研究	1ヶ月		
	2月	エンジン研究②	1ヶ月		
	3月	サスペンション研究②	1ヶ月		

3. 第 1 項の学科に入学することの出来る者は、既に高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）とする。（学校教育法第 90 条第 1 項）

4. 第 1 項の学科は、国土交通省が定める一種養成課程には含まれず独立したものとする。

5. 第 1 項の学科の入学金及び授業料は細則に定める。

附 則

この学則は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成元年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成3年12月1日から施行する。

ただし、平成3年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のおりとする。

附 則

この学則は平成4年11月1日から施行する。

ただし、平成4年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のおりとする。

附 則

この学則は平成5年11月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。また、卒業証書については、平成8年3月卒業生より新様式を適用するものとする。

附 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

(学則 第6条・第7条別表1・第11条・第21条・第23条 別表3の変更)

附 則

この学則は平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

(学則 第11章・第31条 条文の追加)

附 則

この学則は平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のおりとする。

附 則

この学則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のおりとする。

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のおりとする。

附 則

この学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(学則 第 11 章・第 31 条 条文の追加)

附 則

この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 16 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のおりとする。

附 則

この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(学則 第 1 章・第 2 条 条文の変更)

附 則

この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(学則 第 5 章・第 23 条 様式 別表 2・3 の変更)

附 則

この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(学則 第 1 章・第 1 条 条文の変更

第 2 章・第 4 条 条文の変更

第 3 章・第 5 条 条文の変更

第 4 章・第 7 条 別表 1 の変更、第 8 条 条文の変更

第 5 章・第 10 条 条文の変更、第 11 条 条文の変更、第 15 条 条文の変更

第 5 章・第 23 条 様式 別表 2・3 の変更、

第 7 章・第 27 条 条文の変更

第 11 章・第 31 条 条文の変更)

ただし、平成 24 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(学則 第 2 章・4 条 条文の変更

第 4 章・第 7 条 別表 1 の変更

第 5 章・第 10 条 条文の変更、第 11 条 条文の変更

第 5 章・第 23 条 様式 別表 2・3 の変更、

第 7 章・第 27 条 条文の変更

ただし、平成 25 年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則（第5章・第24条 条文の変更、第11章・第31条 条文の変更）は平成29年3月1日から施行する。

また、次の学則変更については、平成29年4月1日から施行する。

- 学則 第1章・第1条 条文の変更
- 第2章・第4条 条文の変更
- 第3章・第5条 条文の変更
- 第4章・第7条 別表1の変更、第8条 条文の変更
- 第5章・第10条 条文の変更、第11条 条文の変更
- 第5章・第23条 様式・別表2・3の変更
- 第7章・第27条 条文の変更

附 則

この学則変更については、令和2年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度及び3年度については、第4条の規定にかかわらず、課程の組織、収容定員、修業年限を次のとおりとする。

令和2年度

課 程	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	一級自動車整備科	4	40人	160人
工業専門課程	二級自動車整備科	2	160人	360人
工業専門課程	一級自動車専攻科	2	10人	30人
工業専門課程	車体整備科	1	40人	40人
工業専門課程	国際サービス・エンジニア科	3	150人	230人

令和3年度

課 程	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	一級自動車整備科	4	40人	160人
工業専門課程	二級自動車整備科	2	160人	320人
工業専門課程	一級自動車専攻科	2	10人	20人
工業専門課程	車体整備科	1	40人	40人
工業専門課程	国際サービス・エンジニア科	3	150人	340人

附 則

この学則変更については、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和3年度については、第4条の規定にかかわらず、課程の組織、収容定員、修業年限を次のとおりとする。

令和3年度

課 程	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	一級自動車整備科	4	40人	160人
工業専門課程	二級自動車整備科	2	160人	320人
工業専門課程	一級自動車専攻科	2	10人	20人
工業専門課程	車体整備科	1	40人	40人
工業専門課程	国際サービス・エンジニア科	3	150人	340人

附 則

この学則変更については、令和4年4月1日から施行する。

ただし、学費について在校生は従前のおりとする。

附 則

この学則は令和7年4月1日から施行する。

ただし、令和7年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前のおりとする。

別表 1

1. 教育課程

- (1) 一級自動車整備士養成課程 (4 年制)
- (2) 二級自動車整備士養成課程 (二級自動車整備士(総合), 二級自動車整備士(二輪))
- (3) 自動車車体整備士養成課程
- (4) 一級自動車整備士養成課程 (2 年制)
- (5) 二級自動車整備士養成課程 (3 年制)

2. 授業時間数

1 単位時間 50 分とした場合の授業時間は、次を基準とする。

(1) 一級自動車整備科 科目別教育時間数

教育科目	教育内容	1年次	2年次	小計	3年次	4年次	小計	合計	
		実施時間	実施時間		実施時間	実施時間			
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能			421	90	108	529	
		原動機構造	100						
		シャシ構造	50						
		電装品構造	50						
		電気・磁気・電子理論	34						
		自動車工学	40	40					
		燃料・潤滑剤		32					
		自動車材料	25						
	図面		50						
	自動車整備	原動機整備法		50	254	168	246		
		シャシ整備法		25					
		電装品整備法		25					
		電子制御装置	21	15					
		故障探求		94					
		総合診断							
		環境安全							
		安全管理							
	機器構造取扱				18				
	自動車整備に関する法規	24			12				
	自動車検査		24	24	6	6	30		
一般教養	職場教養	6	6	12		0	12		
	コンプライアンス	25	25	50		0	50		
	校外研修		36	36		0	36		
	職場教養 1				20	20	20		
	職場教養 2					20	20		
学 科 計		375	422	797	380	20	400	1197	
実 習	工作作業	手仕上げ作業				6	12	12	
		機械工作				6			
	測定作業	基本計測					12	12	12
		応用計測					12		
	自動車整備作業	原動機	点検、分解、組立、整備、検査	161	140	1342	144	672	2014
		シャシ	点検、分解、組立、整備、検査	310	202		168		
		電装	点検、分解、組立、整備、検査	212	100		120		
		故障原因探求		6	115		240		
		電子制御装置		26	70				
	自動車検査作業	自動車検査	12	49	61	24	24	85	
実 習 計		727	676	1403	720	0	720	2123	
実 務 実 習	体験実習	自動車の点検整備				144	240	240	
		故障原因探求				48			
		総合診断				48			
	評価実習	自動車の点検整備				360	840	840	
		故障原因探求				240			
	総合診断				240				
実務実習 計					0	1080	1080	1080	
学 科 ・ 実 習 合 計		1102	1098	2200	1100	1100	2200	4400	

(2) 二級自動車整備科 科目別教育時間数

教育科目		教育内容	1年次	2年次	合計
			実施時間	実施時間	
学 科	自動車工学	原動機構造	100		421
		シャシ構造	50		
		電装品構造	50		
		電気・磁気・電子理論	34		
		自動車工学	40	40	
		燃料・潤滑剤		32	
		自動車材料	25		
		図面		50	
	自動車整備	原動機整備法		50	254
		シャシ整備法		25	
		電装品整備法		25	
		電子制御装置	21	15	
		故障探求		94	
	自動車整備に関する法規	自動車関係法令	24		
	自動車検査	自動車検査		24	24
	一般教養	職場教養	6	6	12
コンプライアンス		25	25	50	
校外研修			36	36	
学科 計			375	422	797
実 習	自動車整備作業	原動機 点検、分解、組立、整備、検査	161	140	1342
		シャシ 点検、分解、組立、整備、検査	310	202	
		電装 点検、分解、組立、整備、検査	212	100	
		故障原因探求	6	115	
		電子制御装置	26	70	
	自動車検査作業		12	49	61
	実習 計			727	676
学科・実習 合計			1102	1098	2200

(3) 自動車車体整備科 科目別教育時間数

教科	教育項目	教育内容	1年次	小計
			実施時間	
学科	車わく及び車体の構造	材料	10	40
		力学	10	
		構造・機能	20	
	車わく及び車体の整備	整備	60	220
		板金	60	
		塗装	60	
		損傷診断	40	
	一般教養	職場教養	20	20
学科計			280	280
実習	車わく及び車体の整備	基本	65	780
		板金塗装	260	
		実務実習1	255	
		実務実習2	200	
	実習計			780
学科・実習合計			1060	1060

(4) 一級自動車専攻科 科目別教育時間数

教科	教育項目	教育内容	3年次	4年次	合計
			実施時間	実施時間	
学科	自動車工学	自動車の構造・性能	90		108
		ガソリンエンジン構造			
		シャシ構造			
		電装品構造			
		ディーゼルエンジン構造			
		電気・磁気・電子理論			
		自動車工学			
		燃料・潤滑剤			
		自動車材料			
		図面			
	自動車整備	ガソリンエンジン整備法	168		216
		シャシ整備法			
		電装品整備法			
		ディーゼルエンジン整備法			
		故障探究			
		総合診断			
		環境保全			
安全管理					
機器構造取扱	機器取扱	18		18	
自動車検査	自動車検査	6		6	
自動車整備に関する法規	自動車関係法令	12		12	
一般教養	職場教養				
	校外研修				
	職場教養1	20		20	
	職場教養2		20	20	
学科計			380	20	400
実習	工作作業	手仕上げ工作	6		12
		機械工作	6		
	測定作業	基本計測			12
		応用計測	12		
	自動車整備作業	エンジン点検、分解、組立、整備、検査	144		672
		シャシ点検、分解、組立、整備、検査	168		
		電装点検、分解、組立、整備、検査	120		
故障原因探求		240			
自動車検査作業	自動車検査	24		24	
実習計			720	0	720
実務実習	体験実習	自動車の点検整備		144	240
		故障原因探求		48	
		総合診断		48	
	評価実習	自動車の点検整備		360	840
		故障原因探求		240	
		総合診断		240	
実務実習計			0	1080	1080
学科・実習合計			1100	1100	2200

(5) 国際サービス・エンジニア科 科目別教育時間数

教育科目	教育内容	1年次	2年次	3年次	合計	
		実施時間	実施時間	実施時間		
学科	自動車工学	原動機構造	50	50		422
		シャシ構造	25	25		
		電装品構造	25	25		
		電気・磁気・電子理論	20	15		
		自動車工学	27	26	27	
		燃料・潤滑剤			32	
		自動車材料		25		
		図面		20	30	
	自動車整備	原動機整備法			50	282
		シャシ整備法			25	
		電装品整備法			25	
		電子制御装置	12	13	15	
		故障探求			118	
		自動車整備に関する法規	自動車関係法令		24	
	自動車検査	自動車検査			24	24
	一般教養	職場教養	87	37	72	196
		コンプライアンス	25	25		50
学科 計		271	285	418	974	
実習	自動車整備作業	原動機 点検、分解、組立、整備、検査	149	113	59	1364
		シャシ 点検、分解、組立、整備、検査	234	153	137	
		電装 点検、分解、組立、整備、検査	120	151	42	
		故障原因探求	6	36	77	
		電子制御装置	12	37	38	
	自動車検査作業		8	25	29	62
	実習 計		529	515	382	1426
学科・実習 合計		800	800	800	2400	

別表 2

〈一級自動車整備科〉

第 校 号	校 長	専 門 学 校 関 東 工 業 自 動 車 大 学 校	学 校 法 人 正 興 学 園	年 月 日	右の者は本学工業専門課程一級自動車整備科四年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、文部科学大臣による告示（平成二十六年文部科学省告示第九号）により、高度専門士（工業専門課程）と称することを認める。	年 月 日生	卒 業 証 書
-------------	--------	--------------------------------------------------------------------	--------------------------------------	-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------	------------------

〈二級自動車整備科〉

第 校 号	校 長	専 門 学 校 関 東 工 業 自 動 車 大 学 校	学 校 法 人 正 興 学 園	年 月 日	右の者は本学工業専門課程二級自動車整備科二年の所定の課程（平成二十七年文部科学省告示第二十三号による職業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し、文部科学大臣による告示（平成十七年度文部科学省第百七十七号）により、専門士（工業専門課程）と称することを認める。	年 月 日生	卒 業 証 書
-------------	--------	--------------------------------------------------------------------	--------------------------------------	-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------	------------------

〈車体整備科〉

第 号	学校法人 正興学園 専門学校 関東工業自動車大学校 校長	年 月 日	右の者は本学工業専門課程車体整備科一年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与する。	年 月 日生	卒業証書
--------	------------------------------------	-------------	-------------------------------------------	--------------	------

〈一級自動車専攻科〉

第 号	学校法人 正興学園 専門学校 関東工業自動車大学校 校長	年 月 日	右の者は本学工業専門課程一級自動車専攻科二年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与する。	年 月 日生	卒業証書
--------	------------------------------------	-------------	----------------------------------------------	--------------	------

(国際サービス・エンジニア科)

第 号

卒業証書

年 月 日生

あなたは本学工業専門課程国際サービス・エンジニア科三年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、文部科学大臣による公示（令和元年文部科学省公示）により、専門士（工業専門課程）と称することとを認める。

年 月 日

学校法人 正興学園

専門学校 関東工業自動車大学校

校長

別表 3

〈一級自動車整備科〉

〈二級自動車整備科〉

関東工大証第 号
卒業証明書
氏名 年月日生
上記の者は、 年 月 日本学 一級自動車整備科(工業専門課程 修業年限 4年)を卒業したことを証明する。
年 月 日
国土交通大臣指定一養第 367 号 学校法人 正興学園 専門学校 関東工業自動車大学校 校長

関東工大証第 号
卒業証明書
氏名 年月日生
上記の者は、 年 月 日本学 二級自動車整備科(工業専門課程 修業年限 2年)を卒業したことを証明する。
年 月 日
国土交通大臣指定一養第 367 号 学校法人 正興学園 専門学校 関東工業自動車大学校 校長

〈車体整備科〉

関東工大証第 号

卒業証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日本学
車体整備科（工業専門課程 修業年限1年）を
卒業したことを証明する。

年 月 日

国土交通大臣指定一養第367号
学校法人 正興学園
専門学校 関東工業自動車大学校
校長

〈一級自動車専攻科〉

関東工大証第 号

卒業証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日本学
一級自動車専攻科（工業専門課程 修業年限2年）を
卒業したことを証明する。

年 月 日

国土交通大臣指定一養第 367 号
学校法人 正興学園
専門学校 関東工業自動車大学校
校長

〈国際サービス・エンジニア科〉

関東工大証第 号

卒業証明書

氏名
年月日生

上記の者は、 年 月 日本学
国際サービス・エンジニア科（工業専門課程 修業年限3年）
を卒業したことを証明する。

年 月 日

国土交通大臣指定一養第367号
学校法人 正興学園
専門学校 関東工業自動車大学校
校長

専門学校 関東工業自動車大学校細則

(総 則)

第 1 条 この細則は専門学校 関東工業自動車大学校学則（以下学則という）実施に必要な事項を定める。

(学生の準拠)

第 2 条 学生は自動車の整備教育に関し、関係法令及び関係官庁の指示通達並びに本校学則の定めによるほか、この細則の定めるところによらなければならない。

(修業期間及び修業時間)

第 3 条 1. 学則第 5 条に定める修業期間は 1 ヶ年を 44 週とする。
2. 1 週間の修業時間を 36 時間とし、必要に応じて補講を行うことがある。

(履修の方法)

第 4 条 学則第 4 条に定める授業の履修方法は次の通りとする。
(1) 授業に当たっては学生個人別出欠席を調査し、これを記録するものとする。
(2) 各教科の履修効果を評価するために所定の試験を行うものとする。
(3) 必要に応じて放課後または休日、もしくは休暇中に補習授業を行うことがある。

(入学資格)

第 5 条 学則第 10 条に定める本校の入学資格は、高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者（卒業見込を含む）、若しくはこれに準ずる学力があると認められる者で、原則として 23 才未満とする。

(入学試験)

第 6 条 1. 学則第 12 条に定める入学試験の筆記試験科目は原則として、社会常識、国語、数学とする。
2. 前項の科目は都合により一部免除することがある。

(合格者の決定)

第 7 条 1. 学則第 13 条に定める合格者の決定は、筆記試験、面接試験、身体検査等を勘案して行う。
2. 合格者には入学許可証又はこれに代る書類を交付する。
3. 合格発表は原則として、文書で通知する。ただし、都合により校内に掲示することもある。
4. 入学を許可された者でも、所定の日時までに入學手続きを完了しないときは、入学許可を取り消すものとする。

(休学、復学、退学)

- 第 8 条
1. 学則第 16 条に及び第 18 条定める休学又は退学の届出は、書面で保護者又は保証人連署の上で願い出なければならない。
 2. 学則第 17 条に定める休学中の学生が復学しようとするときは、書面で保護者連署の上、復学を願い出ることができる。
 3. 休学者の復学期は翌期とし、原則として 4 月編入とする。

(学習評価)

- 第 9 条
1. 学則第 20 条に定める試験による学習評価は次により行う。
 - (1) 平常試験 平常の履修効果を評価するため随時実施する。
 - (2) 期末試験 各学期の終了毎に実施する。
 - (3) 卒業試験 修業期間を通じて履修した科目について、その効果を評価するために実施する。
 2. 期末及び卒業試験の合格点は、各科目毎に 100 点満点による 60 点以上とする。
 3. 試験は学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。ただし、場合によっては口頭試問、もしくは研究調査報告をもってこれに代えることができる。
 4. 次の一つに該当する場合は、期末および卒業の試験を受けることができない。
 - (1) 期間中の出席率が 100%を満たさないもの
 - (2) 授業料等の学費滞納中のもの
 - (3) 実習記録及び指示された提出物などを未提出のもの

(学習評価の通知)

- 第 10 条
- 学則第 20 条に定める期末及び卒業試験の学習評価の結果は、保護者並びに学生に通知する。

(追 試 験)

- 第 11 条
- 学則第 21 に定める追試験の手續その他の事項はつぎの通りとする。
- (1) 追試験を行う日時、場所および方法は学校が指定する。
 - (2) 追試験を受けようとするものは、理由を明記した追試験願を提出しなければならない。
 - (3) 追試験の願出には、願書に追試験一科目毎に所定の試験料を添えなければならない。
ただし、公認及びその他やむを得ない事情による欠席の場合は追試験料を免除する。
 - (4) 追試験の得点は、試験結果の 90%を得点とみなす。
 - (5) 追試験については、特別の補講をもってこれに代えることができる。
 - (6) 疾病その他やむを得ない事情により追試験を欠席する場合は、欠席理由を明記した追試験延期願を提出しなければならない。この場合は追試験料を免除する。

(進級の認定)

- 第 12 条 1. 学則第 22 条に定める進級の認定は、全科目が一定の基準に達し、出席率及び素行良好と認められる者について認定する。
2. 一級自動車整備科の場合、2 年次から 3 年次への進級要件として、二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の資格を有する者とする。

(卒業の認定)

- 第 13 条 学則第 22 条に定める卒業の認定は全科目が一定の基準に達し、出席率及び素行良好と認められ、卒業時において国土交通省の定める自動車整備士一種養成施設の各課程の教育時間数を満たした者について認定する。

(欠席、遅刻、早退、公認欠席、忌引等の取扱い)

- 第 14 条 前条の卒業認定に当り欠席、遅刻、早退、公認欠席、忌引等についての取扱いは次の通りとする。

- (1) 欠席、遅刻、早退しようとする者は、事前に届け出なければならない。やむを得ないときは事後速やかに手続きをする。なお、5 日以上欠席する場合は、医師の診断書または証拠となる書類を添付するものとする。
- (2) つぎの場合は公認欠席とする。ただし遠隔地で往復に日時を要する場合は、その日数を加算する。

就職試験

普通または大型自動車運転免許試験

伝染病発生による出校停止期間

その他校長が定めた場合

- (3) 近親者死亡に際しての忌引扱い日数は次の通りとする。
- | | |
|-----------------------|-----|
| 一親等血族 (父・母) | 5 日 |
| 二親等血族 (祖父母・兄弟姉妹) | 3 日 |
| 二親等姻族 (兄嫁姉婿) | 1 日 |
| 三親等血族 (曾祖父母、伯叔父母、甥、姪) | 1 日 |

(懲 戒)

- 第 15 条 1. 学則第 26 条に定める懲戒は退学処分によるほか、情状により次の指導措置を行うことがある。
- (1) 訓 戒 いましめ教える
- (2) 謹 慎 一定の行動を制限し反省させる
- (3) 停 学 一定の期間出校を停止させて反省を求める
2. つぎの一つに該当するときは除籍することがある。
- (1) 無届欠席が引き続き 10 日以上に及ぶとき
- (2) 授業料等の未納が理由なく 30 日以上に及ぶとき
- (3) 道路交通に関し、極めて好ましくない行為があったとき
3. 懲戒は校長が職員会議に意思を懲して行うものとする。
4. 懲戒の記録はこれを学生の指導要録に記入するとともに、保護者にその旨を通知する。なお、必要により校内に掲示し、保証人にも通知することがある。

(学 費)

- 第 16 条
1. 学則第 27 条に定める授業料の納期別は次の通りとする。
第 1 期 4 月～8 月
第 2 期 9 月～12 月
第 3 期 1 月～3 月
 2. 納期は該当期の前月 20 日から月末までとする。
 3. 前項にかかわらず入学時の第一期分の授業料は入学料と同時に納めなければならない。
 4. 授業料納入時には、実習費及び施設管理費を納入するものとし、これを学費と呼ぶ。
 5. 学費以外の必要と認められる費用は、これを納めなければならない。
 6. 休学中の授業料は、減免しない。
 7. 休学中の者が復学したときにおいて、すでに納金した料金と値上げ等により学費に差額を生じたときは、これを納めなければならない。

(校友会、同窓会)

- 第 17 条 本校教育の目的を達成するため、校友会及び同窓会を設け、相互の教養研鑽並びに親睦を図るものとする。

(附帯事業)

- 第 18 条 学則 31 条に定める学科の教育実施に必要な事項を次のとおり定める。

1. 教育科目、教育時間数は、1 ヶ月 28 時間を基準とする。
2. 入学金及び授業料は、次のとおりとする。

(1)

学 科 名	入学金	授業料
A C C 科	330,000 円	70,000 円

- (2) 複数月にわたり本科に在籍する場合は、初月以降の入学金及び授業料については免除される。
- (3) 次年度正規養成課程へ入学する場合は、納入済みの入学金を充当する。
- (4) 次年度正規養成課程への入学を行わない場合は、納入済みの入学金の半額を返還する。